

VII 資料編

1. さいたま市都市農業審議会の概要

■ さいたま市都市農業審議会の位置づけ

さいたま市都市農業振興条例に基づき設置され、さいたま市の都市農業の振興に関する重要事項について意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、調査審議します。

なお、条例が定める「都市農業基本指針」にビジョンを位置づける見直しを行うため、幅広い視点からの審議を目的として、都市農業審議会にビジョンの改定について諮問したものです。

■ さいたま市都市農業審議会 構成 ※一部敬称略

委員長	後藤 光蔵	(武蔵大学経済学部 教授)
副委員長	萩原 知美	(さいたま市女性農業者連絡会 会長)
	中畝 正夫	(埼玉県さいたま農林振興センター 所長)
	梅國 智子	(人間総合科学大学 人間科学部 講師)
	加藤 勝征	(さいたま市農業委員会 会長)
	見川 せつ子	(JAさいたま女性部 部長)
	高橋 美彌子	(JA南彩女性部岩槻支部 支部長)
	黒白 秀之	(さいたま市認定農業者連絡協議会 会長)
	星野 勝太郎	(JAさいたま 代表理事組合長)
	森田 忠	(JA南彩 代表理事副組合長)
	柳 時機	(株式会社安楽亭 代表取締役社長)
	秋山 佳津美	(生活協同組合パルシステム埼玉 理事)
	鈴木 英善	(市民公募)
	島田 由美子	(市民公募)
	野中 邦彦	(さいたま市経済局長)

■ さいたま市都市農業審議会 経緯

回	日時・場所	ビジョンに関する審議内容
第1回	平成25年7月22日(月) 14時00分～16時00分 さいたま市役所 第7委員会室	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市農業の現状について 現行ビジョンの進捗状況について 現行ビジョンの改定について 意見交換
第2回	平成25年8月8日(木) 14時00分～16時20分 さいたま市役所 第7委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ビジョン改訂版骨子案について 意見交換および骨子案とりまとめについて パブリックコメントの実施について
第3回	平成25年12月25日(水) 10時00分～11時45分 さいたま市役所 第6委員会室	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施結果について ビジョン改訂版(素案)について
第4回	平成26年1月21日(火) 14時00分～15時00分 ときわ会館 5階中ホール	<ul style="list-style-type: none"> ビジョン改訂版(案)の答申について

2. さいたま市都市農業の振興に関する条例等

■ さいたま市都市農業の振興に関する条例

平成24年12月27日
条例第92号

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 都市農業の振興に関する基本的施策等（第8条～第16条）
- 第3章 都市農業基本指針等（第17条・第18条）
- 第4章 さいたま市都市農業審議会（第19条）
- 第5章 補則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市農業の振興に関する基本理念を定め、並びに市の責務並びに農業者、農業関係団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、農産物等の安定的供給及び都市農業の多面的機能の発揮を促進し、もって健康で文化的な市民生活の実現に寄与するとともに、緑豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市農業 大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業をいう。
- (2) 農業者 市内において農産物等を生産する個人又は法人その他の団体（委託を受けて農作業を行う組織を含む。）をいう。
- (3) 農業関係団体 市内にある農業協同組合、土地改良区その他の農業に関する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において、市内で生産された農産物等を原料又は材料とする製品の製造、加工、貯蔵、運搬又は販売をする事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 農産物等 米、麦類、豆類、いも類、野菜、果実並びに花き及び牛、豚、鶏等の肉、乳その他の食用に供される生産物をいい、これらを原料又は材料として製造し、又は加工したものを含むものとする。
- (6) 多面的機能 良好な景観を形成する機能、農作業の体験等により農業に対する理解と親しみを深める機能、環境を保全する機能、自然災害等に備えた防災機能及び農業者と消費者である市民との交流の場としての機能をいう。
- (7) 農産物等の供給の機能及び多面的機能の双方の機能を有することにより、農業から生み出される価値の総体をいう。
- (8) 地産地消 市内で生産された農産物等を市内で消費することをいう。
- (9) 市民農園等 農作業の体験その他農業に対する理解と親しみを深める活動のための施設をいう。
- (10) 農業資源 農地、農業用水、主に農業の用に供される道路その他の農業を営む上で必要となる生産基盤をいう。

（基本理念）

第3条 都市農業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給、都市農業の有する多面的機能の発揮及びその恵みを身近に享受することができるための農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進により、農と都市の共存が図られるものとする。
- (2) 農業者により、地域の特性に応じて生産された農産物等が安定的に供給され、及び地産地消、市民農園等の活用により農業の活性化を図るとともに、市民と農業者との交流等を通じ、市民の農に対する理解と関心を深め、都市農業の持続的な発展が可能なまちづくりを実現すること。

(3) 農業上の利用を確保すべき優良な農地の保全と有効利用、遊休農地の解消等を通じて、良好な景観の形成と農地の荒廃防止を図り、地域の環境と調和のとれた農業を推進するとともに、多様な主体が農業の担い手として誇りを持って農業を営むことができる環境の整備に努めること。

(4) 農業資源の保全と活用により、農業の生産性の向上及び農業構造の改善を通じた農業の持続的な発展を図ること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を策定し、及び実施する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の理解と関心が増進されるよう努めるとともに、国、県、農業者、農業関係団体及び事業者と適切に連携しつつ、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（農業者及び農業関係団体の役割）

第5条 農業者及び農業関係団体は、消費者の立場に立ち、安全かつ良質な農産物等を誠実に供給する責任を自覚するとともに、農業と自然環境との共生に取り組み、その生産する農産物等について積極的に情報を提供し、農産物等の安定的供給を図る等、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、市内で生産された安全かつ良質な農産物等を積極的に消費者に供給する等、その事業活動において市内で生産された農産物等を利用することにより、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第7条 市民は、市内で生産された農産物等の消費の増進に努めるとともに、農作業の体験、農業者との交流等を通じて、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、都市農業の多面的機能の重要性に関する理解と関心を増進し、次代の社会を担う世代に継承するよう努めるものとする。

第2章 都市農業の振興に関する基本的施策等

（安全かつ良質な農産物等の生産及び供給等）

第8条 市は、農業者及び農業関係団体が、環境負荷を低減する適正な肥料、農薬等を使用し、環境と調和のとれた持続性の高い農業生産活動が継続的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、事業者が行う食品の表示の適正化及び農産物等の製造、加工、販売又は食品としての提供の過程における衛生管理及び品質管理の高度化を促進し、安全かつ良質な農産物等の供給が行われるために必要な措置を講じなければならない。

（地産地消の推進及び市民の農業に対する理解の促進）

第9条 市は、市民が市内で生産された新鮮で安全かつ良質な農産物等を安定的に購入できるよう、農業資源の整備による生産及び流通の円滑化を図るとともに、直売所（農産物等をその生産者が直接消費者に販売するため、農業者その他の多様な主体によって開設される施設をいう。以下同じ。）等での販売、学校給食における利用等を促進し、地産地消による農業の活性化を図ることにより、市内で営まれる農業及び市内で生産された農産物等に対する市民の理解と親しみを深めるために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民が農産物等を育て、及び収穫することにより、農や食の大切さを身近に感じることのできる市民農園等及び多様な場所や形態で行う農産物等の販売の拠点となる直売所等の整備を促進するよう努めるものとする。

（農業の担い手の育成及び確保）

第10条 市は、農業者の経営管理能力の向上、農業の技術の普及指導、農業者の組織化又は法人化の促進、農業経営に意欲のある新たな就農者等多様な担い手の確保及び支援その他効

率のかつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(農業者又は農業関係団体に対する支援)

第11条 市は、農業者又は農業関係団体による農業の生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営及び市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給に関する事業に対し、当該事業が都市農業の振興に資するものであり、かつ、その事業計画又は利用見込みについて適切な内容のものであると認めるときは、必要な支援を行うものとする。

(優良な農地の保全と有効利用)

第12条 市は、農地の確保と適正な利用及び農業の生産性の向上を図るため、地域の特性に応じた優良な農地の保全と有効利用のために必要な措置を講ずるものとする。(農業資源の保全と活用による農業経営の質的向上)

第13条 市は、農業者の農業経営の効率化及び安定化による質的向上を図るため、農業資源の整備について必要な措置を講ずるものとする。

(遊休農地の解消及び活用等)

第14条 市は、遊休農地の解消及び活用を図るため、農業者、農業関係団体、企業、非営利活動を行う団体等の多様な主体による農業参入の支援及び市民農園等による農地の有効かつ持続的な利用の支援に努めるものとする。

(農地の有効利用の促進)

第15条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を計画的に進めようとする農業者に対する農地の利用の集積を図るなど、農地の有効利用のための権利移動の円滑化を促進するよう努めるものとする。

2 市は、農地の有効利用を促進するため、農業者、農業関係団体その他の関係者と連携し、十分な情報の共有に努めるものとする。

(地域農業の確立)

第16条 市は、農業者、農業関係団体及び地域の住民が一体となって都市農業の振興に関する施策に協力し、地域の特性に応じた都市農業を確立するための必要な支援に努めなければならない。

第3章 都市農業基本指針等

(都市農業基本指針の策定)

第17条 市長は、前章に規定する都市農業の振興に関する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進し、又は実行するための基本的な指針(以下「都市農業基本指針」という。)を策定しなければならない。

2 都市農業基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市内で生産される農産物等の安全性の向上及び良質な農産物等の供給のための指針となるべき事項
 - (2) 直売所や学校給食における利用による地産地消の推進及び市民農園等(当該施設の業務に必要な施設等を含む。)の機能の向上等による市民の農業に対する理解と親しみを深めるための基盤及び機能の整備について指針となるべき事項
 - (3) 多様な主体による農業参入及び意欲のある農業者による農業経営の育成・確保並びに農業経営の多角化及び高度化の促進のための指針となるべき事項
 - (4) 農業資源の保全と活用及び生産性の向上のための指針となるべき事項
 - (5) 市内で生産された農産物等の加工、貯蔵、販売等のための施設その他地域の都市農業の振興に資する施設整備について指針となるべき事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市農業の振興に資する機能が発揮され、又はその効果が期待される重要な施策等の指針となるべき事項
- 3 都市農業基本指針は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に規定する農業振興地域整

備計画その他法律の規定による市の農業の振興に関する計画との調和が保たれるものでなければならない。

4 都市農業基本指針は、市の基本構想(長期的な展望に立って本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として策定される市の将来の都市像及びこれを実現するために必要な施策の大綱をいう。)に即するとともに、市の都市計画に関する基本的な方針に適合したものでなければならない。

5 市長は、新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は市の都市農業を取り巻く諸情勢の変化により必要が生じたときは、都市農業基本指針を変更することができる。

6 市長は、都市農業基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第19条に規定するさいたま市都市農業審議会の意見を聴かななければならない。

7 市長は、都市農業基本指針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、都市農業の振興に関する施策の推進に必要な体制を整備し、行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

第4章 さいたま市都市農業審議会

(都市農業審議会の設置)

第19条 市長の諮問に応じ、都市農業基本指針に関する重要事項について調査審議するため、さいたま市都市農業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第17条第6項に規定する意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、市の都市農業の振興に関する重要事項について調査審議する。3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 農業者の代表者

(3) 農業関係団体の代表者

(4) 事業者の代表者

(5) 公募による市民

(6) 市職員

4 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要があると認められる者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、3年とする。

7 臨時委員の任期は、当該調査審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

8 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 審議会の庶務は、経済局において処理する。

第5章 補則

(財政上の措置)

第20条 市は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

■ さいたま市都市農業の振興に関する条例とビジョン各施策の対応表

さいたま市都市農業の振興に関する条例	さいたま市農業振興ビジョン				
	施策の柱	施策番号	具体的な取り組み		
第8条 安全かつ良質な農産物等の生産及び供給等	1	①	安全・安心な農産物の生産および供給を行うための検査体制 食品表示の適正化事業 特別栽培農産物への取り組み支援（減化学肥料・減農薬栽培の農産物への支援） エコファーマーへの取り組み支援（環境に優しい農業への支援）		
	1	①			
	2	④			
	2	④			
第9条 地産地消の推進及び市民の農業に対する理解の促進	1	①	6次産業化推進事業・農商工連携による産業の活性化 6次産業化推進事業・農商工連携による産業の活性化 ニーズ対応型農業推進事業 さいたま市農情報インターネット発信事業（市民・農家による農情報発信） 食農教育の推進 市内産農産物の認証とマーク化事業 農情報ガイドブック作成事業（農家と市民特派員により作成、農情報としてネット発信に活用） 農情報ガイドブック作成事業（農家と市民特派員により情報収集、ガイドブック・マップを作成、農情報としてネット配信にも活用） 新たな直売施設の整備 直売所・朝市などのファーマーズマーケット支援事業 直売組織育成事業（直売組織への事業支援） 地元小売店への地場産コーナーの設置支援事業 卸売市場整備事業（市場整備に要する経費の補助） さいたまブランドの推進（市内産農産物を利用した加工品、水稲・野菜・花き・樹木のブランド化による新たな市場開拓） 農業交流施設（農産物直売、農業研修、農産物の加工体験、環境啓発の場など）の整備 見沼田圃での協働と農業活性化事業 食（郷土料理）と農を楽しむ体験イベント事業 農業祭事業 農業イベントの実施（農業祭、アグリフェスタ、春の園芸まつりなど） 滞在型市民農園の整備 栽培収穫体験農園の支援事業 市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業 学校給食への取り組み支援（学校給食への地場産農産物の導入支援など） 農業体験教室事業（小学校における児童体験農園の実施など） 食（郷土料理）と農を楽しむ体験イベント事業 学校教育ファーム制度の活用（市・農家・学校などが連携した農作業体験への取り組み）		
	2	④			
	1	①			
	1	①			
	1	①			
	1	①			
	4	⑨			
	1	②			
	1	②			
	1	②			
	1	②			
	2	④			
	4	⑨			
	4	⑨			
	4	⑨			
	1	①			
	4	⑨			
	4	⑩			
	2	③			
	4	⑩			
	4	⑪			
	4	⑪			
	4	⑪			
	第10条 農業の担い手の育成及び確保	1		②	共販出荷体制の推進 新農業ビジネスの推進（IT等新技術の導入等支援） 農業法人化の推進事業 認定農業者の確保と支援事業 農業団体育成事業（農業生産団体等の育成支援） 農業生産団体支援事業（経営近代化のための施設整備等への支援） 見沼農業活性化対策事業（見沼農業の活動支援など） 畜産事業（畜産防疫、畜産公害対策、優良種畜導入など） 農業制度資金利子補給事業（事業資金の利子補給） 経営所得安定対策等の見直し 農業経営を考える講習会の実施 苗木等の繁殖・育成事業（農業者トレーニングセンターの温室ハウスを活用した事業） 青年就農給付金事業（新規就農者の経営安定化のための給付金の支給） さいたま市版就農予備校推進事業・花植木研修施設の推進 認定農業者支援事業（農業施設や機械等の購入費用の助成支援など） 農業後継者育成事業（後継者団体の事業支援や新規就農者の自立経営支援） 新規参入者への農地斡旋 農業法人化の推進事業 ランドコーディネーター育成事業（農業関連講座の実施、協議会活動の支援） ランドコーディネーター事業（農業のPR企画・情報発信） 援農ボランティア育成事業（専門的な講義と実習による人材育成） 援農ボランティア育成事業（専門的な講義と実習による人材育成） 援農ボランティア事業（生産者への農作業の応援）
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
2		③			
第11条 農業者又は関係団体に対する支援		2	③	認定農業者の確保と支援事業	
		2	③		
	2	③			
第12条 優良な農地の保全と有効活用	2	③	環境保全型農業直接支援事業（生物多様性、保全を重視した先進的な営農活動への支援） 農業振興地域整備計画推進事業（優良農地の保全） 農地・水保管理支払交付金事業（地域共同活動による農地・水稲等の保全活動、水稲等の長寿命化、水質・土壌の高度な保全活動への支援）		
	3	⑥			
	3	⑥			
第13条 農業資源の保全と活用による農業経営の質的向上	3	⑥	農業環境整備事業（用排水路整備など） 土地改良関連事業への支援		
	3	⑥			
第14条 遊休農地の解消及び活用等	3	⑦	耕作放棄地再生利用事業（耕作放棄地再生作業の取り組み） 遊休農地の発生防止対策（遊休農地の調査、パトロール、所有者へ指導、防止対策の強化） 多様な主体による遊休農地活用事業（企業等による農業参入、市民農園・学校農園等への農地の活用） 景観・緑肥作物などの栽培支援事業（レンゲ・コスモス・ソルガムなどでの土づくり）		
	3	⑦			
	3	⑦			
	3	⑦			
第15条 農地の有効利用の促進	2	③	担い手への農地集積・集約化（認定農業者等に農地の集積を図る取り組み） 利用権設定等促進事業（情報の収集・提供を行い、認定農業者等に農地集積を促進する） 利用権設定事業の強化（円滑な農用地の売買、賃借の促進） 農地基本台帳の電子データ化 GIS（地図情報システム）による農地管理の運用、作付け品目調査の活用		
	3	⑦			
	3	⑧			
	3	⑧			
	3	⑧			

3. 用語解説

A～Z

GAP (Good Agricultural Practice)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

IT (Information Technology) 農業

コンピュータ（情報）やインターネット（通信）に関連する技術の総称である。農分野では、施設内での栽培管理、直売所でのマーケティング、選果場や集出荷場での品質・流通管理など、様々な形で利用されている。※このビジョンにおいてはITなど新技術を取り入れた新しい農業の形と定義している。

NPO (Non Profit Organization)

非営利団体。様々な社会貢献活動を行い、団体構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

か行

家族経営協定

家族で営農を行っている世帯において、家族間の話し合いを基に経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。

学校教育ファーム

小中学校の児童生徒が農業体験を通じて、生命や自然、環境や食物に対する理解を深め、情操や生きる力を身につけるとともに、学校における食育の推進、農地の有効活用を目的とする事業。

学校農園

小中学生等が農作業を体験学習するための農園。

観光農園

農業者が、観光客等に、生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させて代金を得る農園。

共販

J Aなどが行う販売事業の一つである「共同販売」の略。農産物を取りまとめて集荷し、市場などに販売する方式。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々。

経営所得安定対策

農業構造改革、特に米の生産調整政策について、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作物転換を促す制度、なお、国において米政策など制度改革について見直しが進められている。

景観・緑肥作物

遊休農地の景観維持、有機肥料として活用するレンゲ・ヒマワリ・コスモスなどの作物のこと。

耕作放棄地

以前に耕作していた農地で、過去1年以上作付けされおらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）にて定義されている用語。

さ行

さいたま市総合振興計画（後期基本計画）

長期的な展望に基づいた将来目標を掲げ、総合的・計画的に運営するために、さいたま市政運営の最も基本となる計画。後期基本計画の計画期間は、平成26（2014）年度から、平成32（2020）年度までの7年間。

さいたま市版就農予備校

新規就農者の確保・育成を図ることを目的に、新たに農業を志す方を対象に、農業の基礎及び実践的技術を習得するための研修を行う場。

さいたま市民意識調査

さいたま市の施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とすることを目的とした市民意識意向調査。平成23年度からはインターネットによる調査も開始された。

埼玉農林業・農山村振興ビジョン

埼玉県の農林業・農山村が作る県民生活の将来像を描くとともに、その実現に向けた施策展開の指針を示す県の計画。計画年次は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）の5年間。

栽培収穫体験農園

農業者の指導・管理のもと、栽培や収穫など複数の農作業を行う市民農園のこと。

市街化区域

都市計画法に規定された都市計画区域のうち、同法第7条の規定に基づき定められている、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に規定された都市計画区域のうち、同法第7条の規定に基づき定められている、市街化を抑制すべき区域。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売額が年間50万円未満の農家。

指定管理者

平成15年の地方自治法の改正により、定められた指定管理者制度に基づき、公の施設の管理を代行する、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者等を含む）。

地場（産食材）

その地方や地域、地元（で生産された食材）。

市民農園

レクリエーションとして、自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

種子更新率

自家採種を繰り返すと、当初の品質や収量が得られなくなることから、こうした異常を未然に防ぐため種子更新を行う。作付の際、全量新しい種子を使用すると100%となる。

循環型農業

畜産や農業による廃棄物を堆肥化することにより、有用な資材を作り、資源を循環させる農業。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食農教育

食育と農業教育を一体化して行う取り組み。農業体験などを通じて、「食」を生み出す農業・地域・自然の役割について理解を深めることを目的とする。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けされた緑地機能に着目し、公害又は災害の防止及び農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区。

生産履歴管理

食品の安全性を確保するため、生産地、生産者、生産方法、流通経路などの情報を管理し確認できるようにすること。

専業農家

農業所得のみで生計し、世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家。

た行**第1種兼業農家**

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

第2種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

滞在型市民農園

日帰り型の市民農園に対して、農村に滞在しながら農園を利用するタイプのもの。※このビジョンにおいては、地域の観光農園や施設と連携し、長時間滞在ができる市民農園とする。

田園環境整備マスタープラン

地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画。環境保全の基本方針や地域の整備計画等を定める。

転作作物

従来から栽培している作物の種類を、他に転換することを転作という。水稻の場合、小麦、大豆、野菜、飼料作物などが転作作物として用いられる。

特別栽培農産物

農林水産省のガイドラインに基づき節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）を慣行の5割以下に減らして栽培され、県が認証した農産物。

都市計画区域

都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域。都道府県が指定し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。

都市計画マスタープラン

さいたま市が定める都市計画マスタープラン（「さいたま 2005 まちプラン」）は「さいたま市総合振興計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、都市全体や地域の将来像を示すもので、個別具体的な都市計画を行うための基本的な指針。

都市住民

農山漁村等に対し、多数の人口、家屋が密集、農業以外にも商工業などが経済生活の主体をなす地域に居住する人々。※このビジョンにおいては、市民のみならず、首都近郊の住民も念頭に置いている。

土地改良

農地の排水、用水改良、畑地灌漑（かんがい）、耕地整理などによって、土地の区画や性質を改良すること。

な行

ニーズ対応型農業

できたものを売る従来型の農業に対し、市場（消費者）のニーズ（要求・需要）を反映し、欲しいものをつくっていく農業のこと。生産者の所得向上による農業経営の安定などが期待できる。

農家意向・意識調査

さいたま市が、農業に対する農業者の意向等を把握し、ビジョンなど今後の農政運営の参考とすることを目的とした意識意向調査。

農業経営基盤強化促進法

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積の促進と、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じるため、農地法の特例として、農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業、利用権設定等促進事業を措置している。

農業振興地域

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」第6条1項に基づき都道府県が指定する。

農業振興地域整備計画

都道府県による農業振興地域の指定を受け、市町村が定める計画。農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、規模拡大・農用地等の効率的利用の促進計画などを定める。

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律。略称は、農振法。

農業生産法人（農業法人）

農業生産法人は、農地や採草放牧地の権利を取得して農業経営を行う法人で、農地法に規定された一定の要件を満たす法人。農業法人は法人形態によって農業を営む法人の総称。

農業制度資金

農業者の生産活動に必要な資金の中で、国や県が融資したり、利子補給を行ったりするもの。農業改良資金、農業近代化資金、スーパーL資金、農業災害資金など対象や目的に応じ、様々なものが用意されている。

農商工連携

農山漁村の資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者が互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。

農地基本台帳

農業委員会が記録する農地の台帳。世帯状況、就業状況、営農状況などを記録する。

農地法

耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を目的に、農地の所有や利用関係の仕組みを定めた法律。1952年施行。農地の売買、貸借、転用（農地を農地以外のものにするなど）などについての制限が規定されている。2009年12月に施行された改正法では、転用規制の厳格化や貸借による農地の権利移動の規制緩和などが行われた。

農地流動化

農地の貸借等を行い、農地を高度利用しようとする意欲、能力のある人に農地を集めること。

農地利用集積円滑化団体

市町村、市町村公社、農協、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業を行う主体（実施主体）のこと。

農用地区域

農振法に規定する農業振興地域のうち、同法第8号に基づき市町村の定める農業振興地域整備計画の区域を農用地区域という。

農林業センサス

我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、農林水産省が5年ごとに行う調査。

は行

早場米（はやばまい）

秋の天候不順を避けるため、通常の出荷時期より早い時期、主に9月に出荷される米。さいたま市では、荒川堤外で、台風による被害を防ぐため早場米が生産されている。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。年間を通じて生じるが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっている。

ファーマーズマーケット

主にその地域の生産者農家が複数軒集まって、自分の農場でつくった農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場。価格、鮮度、安心など、生産者と消費者の双方にメリットがあり、両者の交流や農村振興などに役立つ。

ま行

緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。(都市緑地法第4条)

見沼田圃

東京都心から20～30km圏内に位置しており、約1260haという広大な面積を持つ、首都近郊における貴重な大規模緑地空間。さいたま新都心駅や大宮駅などの主要駅から2～3kmという近さにありながら、田畑、雑木林、河川や見沼代用水によってつくられる田圃風景と、生きものを育む豊かな自然が現在も残されている。

見沼農業ネットワーク

見沼田圃の地域資源を生かし、農業振興を図る団体が連携すること。

や行

遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、もしくはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。農地法において定義されている用語。

ら行

利用集積

中核的農業者の育成・確保及び農業経営の改善を図るため、耕作地が面的にまとまった形に集積するよう、農地の貸借又は売買を行って農地の利用を集積すること。

6次産業化

農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（三次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。一次×二次×三次＝六次産業。

わ行

ワークショップ

多様な人たちが主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場。問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法として、あらゆる分野で活用されている。

百万人の農

さいたま市農業振興ビジョン改訂版
(都市農業基本指針)

平成 26 年 3 月
さいたま市
経済局 経済部 農業政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
☎ 048-829-1376